

# 平成29年度東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金交付要綱

平成29年3月17日  
28福保高在第1205号

## 1 目的

この要綱は、高齢者が医療や介護等が必要になっても安心して住み慣れた地域で住み続けることができる住まいを充実させるため、医療サービス及び介護保険サービスとの連携がとれたサービス付き高齢者向け住宅の整備費の一部を補助することにより、住まいの供給を促進し、老人福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「サービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）」とは、1を実施するため、医療・介護を連携させたサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (2) 「医療事業所」とは、医療サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 「介護事業所」とは、介護保険サービスを提供する事業所をいう。
- (4) 「地域密着型サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に定める地域密着型サービスを提供する事業所をいう。
- (5) 「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業（以下「連携型事業」という。）」とは、次の①、②の両方を満たす事業をいう。
  - ① 住宅、医療事業所及び介護事業所を一体として新規又は既存建築物を改修して整備する事業
  - ② 住宅、医療事業所及び介護事業所等が連携して、各サービスを効果的に提供する方策及び体制を確保している事業
- (6) 「運営事業者」とは、次のとおりとする。
  - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
  - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
  - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
  - エ 一般社団法人及び一般財団法人
  - オ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
  - カ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
  - キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
  - ク 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人
  - ケ 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社
  - コ 医療法第7条又は第8条に規定する診療所の開設者
  - サ 区市町村

## 3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、次に掲げる住宅、医療事業所及び介護事業所を一体として新規に整備する事業又は既存建築物を改修して整備を行う別表1に定める事業とする。ただし、医療事業所及び介護事業所の両方を一体として同時に整備することが困難である場合は、医療事業所又は介護事業所のいずれかを併設により整備し、併設しない事業については、当該住宅と近接した事業所と連携することにより、2(5)②の要件を満たす場合は対象とする。なお、この場合、近接事業所は補助対象としない。

- (1) 住宅内に次のいずれかを整備するもの。ただし、アの整備については、必須要件とする。
  - ア 生活支援サービスのうち、緊急時対応、安否確認、生活相談などの基本サービスを行うため

のスペース（スタッフが常駐し、緊急通報装置（集合盤）の設置や緊急対応を行えるスペース及び入居者の生活相談を受けるためのスペース）

- イ 居間・食堂以外に入居者と地域住民が交流・団らんでできるスペース
- ウ 入居者の要介護度の重度化に対応できる共同浴室スペース

(2) 住宅内に次の設備を整備するもの

居住者が各居室等から3(1)アのスペース等にいるスタッフに緊急時に連絡をとるための緊急通報装置、スタッフが居住者の安否の状況を確認するための安否確認装置等

(3) 医療事業所として、次のいずれかを整備するもの

ア 病院（訪問診療の実施体制があるもの。ただし、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。）

- イ 診療所（訪問診療の実施体制があるもの）
- ウ 訪問看護ステーション

(4) 介護事業所として、次のいずれかを整備するもの

ア 訪問介護事業所（早朝・夜間、深夜の訪問介護の実施体制があるもの）

- イ 夜間対応型訪問介護事業所
- ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- エ 通所介護事業所
- オ 通所リハビリテーション事業所
- カ 認知症対応型通所介護事業所
- キ 地域密着型通所介護事業所
- ク 短期入所生活介護事業所
- ケ 小規模多機能型居宅介護事業所
- コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

#### 4 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

#### 5 補助対象経費及び算定基準

この補助金の補助対象経費及び算定基準は、別表2のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用
- (4) 門、圍障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外溝整備に要する費用
- (5) 職員の宿舍に要する費用
- (6) その他整備費として適当と認められない費用

#### 6 補助金交付額

この補助金は、別表1に定める事業について、別表2第2欄に定める算定基準と別表2第3欄に定める対象経費の実支出額を比較し少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

なお、以下の他補助事業の対象となる場合は、次の(1)から(3)までに定める方法により補助額を算出する。

- (1) 地域医療介護総合確保基金に基づく事業（以下「基金事業」という。）の対象になる場合  
別表 1 に定める事業について、別表 2 第 2 欄に定める算定基準と別表 2 第 3 欄に定める対象経費の実支出額から基金事業による補助額を控除して得た額を比較し少ない方の額を交付額とする。
- (2) スマートウェルネス住宅等推進事業（以下「推進事業」という。）の対象になる場合  
別表 1 に定める事業について、連携型事業の補助対象と推進事業の補助対象が重複する部分については、別表 2 第 2 欄に定める算定基準と別表 2 第 3 欄に定める対象経費の実支出額を比較し少ない方の額から推進事業補助額を控除した額を、連携型事業の交付額とする。
- (3) 東京都まちづくり等貢献型サービス付き高齢者向け住宅整備事業（以下「整備事業」という。）の対象になる場合
  - ア 連携型事業の補助対象に地域密着型サービス事業所が含まれる場合であって、当該事業所を併設することにより、東京都まちづくり等貢献型サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（以下「整備事業補助要綱」という。）第 4 アに定める「地域密着型サービス事業所併設加算」の対象となる場合には、別表 2 第 2 欄に定める算定基準と別表 2 第 3 欄に定める対象経費の実支出額を比較し少ない方の額から、整備事業補助額のうち当該加算による加算額を控除した額を連携型事業の交付額とする。
  - イ 連携型事業の補助対象に 3 (1) イに定める地域住民が交流・団らんでできるスペースが含まれる場合であって、当該スペースを併設することにより、整備事業補助要綱第 4 イに定める「入居者及び地域住民の共用リビング併設加算」の対象となる場合には、別表 2 第 2 欄に定める算定基準と別表 2 第 3 欄に定める対象経費の実支出額を比較し少ない方の額から、整備事業補助額のうち当該加算による加算額を控除した額を、連携型事業の交付額とする。

## 7 関係者の責務

この補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）及び運営事業者は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

## 8 補助金の交付及び請求

### (1) 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期日までに、別紙 1 による補助金交付申請書を、必要な書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

### (2) 交付決定

ア 知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、別記 1 の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請を行った者に通知する。

イ 知事は、交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、不交付決定を通知する場合がある。

なお、この補助金は知事が必要かつ適当と認め、目的、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

### (3) 交付時期

この補助金の交付は、補助事業者の請求により事業の出来高に応じ、年度補助事業が完了したときに補助額の全額を交付する。

### (4) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから 10 日以内に、事業実績報告書（別紙 2 - 3）を知事に提出しなければならない。

### (5) 額の確定

知事は、(4)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補

助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、当該補助事業者に対し、交付すべき補助金の額を確定し通知する。

(6) 請求

交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書（別紙3）による。

(7) 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

なお、補助事業に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示すること。

9 補助条件

この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるところのほか、別記1の補助条件を付するものとする。

また、補助事業者が2(6)ウからオまでに定める運営事業者である場合には別記2の補助条件を、2(6)カ又はキに定める運営事業者である場合には別記3の補助条件を、土地所有者等である場合には別記4の補助条件を併せて付するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

## 1 補助金に関する留意事項

## (1) 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

## (2) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(ア) 連携型事業において、次のいずれかを変更しようとするとき。

- ① 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- ② 建物等の用途
- ③ 住戸数・定員等
- ④ 工事の内容
  - A 工期変更を伴う工事
  - B 工法及び位置の変更を伴う工事
  - C 変更見込金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事

(イ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

## 2 状況報告等

補助事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

## 3 事故等の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

## 4 財産処分の制限

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 5 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

## 6 財産処分に伴う収入の納付

(1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(2) (1)の規定は、この要綱に定めるもののほか、既に整備が終了した補助事業についても遡って適用するものとする。

## 7 契約に関する注意事項

### (1) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

### (2) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

## 8 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

## 9 補助事業の遂行命令・一時停止

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じることがある。

## 10 是正のための措置

(1) 知事は、医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）8(5)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを命じることがある。

(2) 補助要綱8(4)の実績報告は、上記(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

## 11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 前項の規定は補助要綱8(5)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

## 12 補助金の返還

(1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) 補助要綱8(5)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

### 13 違約加算金又は延滞金

- (1) 補助事業者は、11により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（ 100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

### 14 他の補助金等の一時停止等

補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

### 15 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合、補助事業者は、別紙4により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

### 16 防火設備整備の条件

「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成19年政令第179号）により設置が義務化された消防用設備については、本整備とあわせて整備すること。

補助要綱2(6)ウからオまでに定める法人に対して、医療サービス及び介護保険サービスとの連携がとれたサービス付き高齢者向け住宅の整備費の一部を補助するに当たり、以下の条件を付すこととする。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に規定する特定非営利活動法人については、NPO法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、連携型事業の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

補助要綱2(6)カ又はキに定める法人に対して、医療サービス及び介護保険サービスとの連携がとれたサービス付き高齢者向け住宅の整備費の一部を補助するに当たり、以下の条件を付すこととする。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

(1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。

(2) 連携型事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

土地所有者等に対して、医療サービス及び介護保険サービスとの連携がとれたサービス付き高齢者向け住宅の整備費の一部を補助するに当たり、以下の条件を付すこととする。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 運営事業者が、補助要綱2(6)ウからオまでに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、補助要綱2(6)カ又はキに定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

(別表1)

## 1 補助対象事業及び内容

1 補助対象事業	2 内 容
施設整備	<p>ア 事業者整備型 住宅事業を運営する法人（以下「住宅事業者」という。）が自ら設置運営する目的で整備する事業</p> <p>イ オーナー型 土地所有者（医療事業所の設置者、介護事業所の設置者又はそれ以外の者であって、土地を所有又は賃借する者を含む。）が住宅事業者に貸し付ける目的で整備する事業</p>

(別表2)

## 1 施設整備費算定基準

1 事業区分	2 算定基準	3 対象経費
(1) 住宅内に次のいずれかを整備するもの。ただし、アの整備については、必須要件とする。 ア 生活支援サービスのうち、緊急時対応、安否確認、生活相談などの基本サービスを行うためのスペース （スタッフが常駐し、緊急通報装置（集合盤）の設置や緊急対応を行えるスペース及び入居者の生活相談を受けるためのスペース） イ 居間・食堂以外に入居者と地域住民が交流・団らんでできるスペース ウ 入居者の要介護度の重度化に対応できる共同浴室スペース	15,000千円	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。
(2) 住宅内に次の設備を整備するもの。 居住者が各居室等から別表2(1)アのスペース等にいるスタッフに緊急時に連絡をとるための緊急通報装置、スタッフが居住者の安否の状況を確認するための安否確認装置等	9,000千円	
(3) 医療事業所として次のいずれかを整備するもの （複数の事業所を整備する場合、ア又はイのいずれか一つを補助対象とする。） ア 診療所（訪問診療の実施体制があるもの） イ 訪問看護ステーション	4,000千円	
(4) 介護事業所として次のいずれかを整備するもの （複数の事業所を整備する場合、アからケまでのうち、いずれか一つを補助対象とする。） ア 訪問介護事業所(早朝・夜間、深夜の訪問介護の実施体制があるもの) イ 夜間対応型訪問介護事業所 ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 エ 通所介護事業所 オ 通所リハビリテーション事業所 カ 認知症対応型通所介護事業所 キ 地域密着型通所介護事業所 ク 短期入所生活介護事業所 ケ 小規模多機能型居宅介護事業所 コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	アからウまでについて 5,000千円  エからキまでについて 10,000千円  クからコまでについて 15,000千円	

## 備 考

※ 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記基準額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、各年度ごとに支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

また、2か年以上の継続事業の場合は、着工年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。